

<原著論文>

## 中学校におけるサイバー型いじめの予防と心理的回復を目的とした ソーシャルスキル教育プログラム開発の試み その2 -日本の教育現場に適したサイバー型いじめ対策の実践-

Development of Social skills education program for prevention and mental recovery from  
Cyber-Bullying in Junior high school Part2

- The Practice for a treatment of Cyber-Bullying to apply in the educational situation in Japan -

齋藤 富由起<sup>1</sup>, 小野 淳<sup>2</sup>, 守谷 賢二<sup>3</sup>, 吉森 丹衣子<sup>4</sup>, 飯島 博之<sup>5</sup>

### 要 旨

本研究の目的は権利基盤型アプローチに基づき、学校・家庭・地域(行政)のコラボレーションの枠組みにおいてサイバー型いじめへの具体的な介入方略を立案し、その効果を検証する実践研究を行うことであった。自治体の教育センター(外部講師)・学校・家庭(地域)が連携し合うシステムが構築され、情報モラル教育と臨床心理学の学際的な「サイバー型いじめの予防と心理的回復に関するSST」が立案され、サイバー型いじめが見られた中学校で実施されたプログラム実施の結果、「学校非公式サイトの閉鎖」「生徒と教員の関係性の回復」などの効果が確認された。

キーワード:サイバー型いじめ・ネットいじめ, ソーシャルスキル教育, 情報モラル教育, 学校非公式(裏)サイト, 権利基盤型アプローチ  
Cyber-Bullying, Social skills education, information moral education, unofficial Site, Right's based approach

### 1. 問題提起

#### 1-1. いじめとサイバー型いじめの定義

文部科学省(2007)によると、いじめとは「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」であり、その発生は学校の内外を問わないと定義されている。文部科学省(2011)によると、2010年度の小・中学校・高校・特別支援学校でのいじめの認知件数は約75000件であり、児童1000人当たりの認知件数は約5.6件である。

「いじめ」の認知件数のうち、「パソコンや携帯を使用したいじめ」は約5.8%から約4%の値で推移しており、(文部科学省, 2007・2008a・2009a・2010・2011), 小学校で約9%, 中学校で約57%, 高校で約

33.3%, 特別支援学校で約0.6%の発生率となっている。なお、文部科学省が毎年行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるサイバー型いじめの定義は「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」ことであり、対応マニュアル(文部科学省, 2009b)では、①携帯・ブログ・ブログ上のもの、②メールによるもの2つのタイプに分類されている。

研究1(「中学校におけるサイバー型いじめの予防と心理的回復を目的としたソーシャルスキル教育プログラム開発の試み その1」:以下、研究1と略)で見たように、海外の学術研究におけるサイバー型いじめの代表的な定義は「他者に害を与えることを目的として、個人あるいは集団が意図的で、度重なる、敵対的な行動をとるために、Eメール、携帯電話、ポケッ

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 Fuyuki SAITO    | 千里金蘭大学 生活科学部 児童学科 |
| 2 Atsushi ONO     | 千里金蘭大学 生活科学部 児童学科 |
| 3 Kenji MORIYA    | 文教大学大学院 人間科学研究科   |
| 4 Taeko YOSHIMORI | 法政大学大学院 人間社会研究科   |
| 5 Hiroyuki IJIMA  | 伊勢崎市民病院           |

受理日:2011年10月25日

トベルのテキストメッセージ、(携帯電話の) インスタントメッセージ、中傷的な個人ウェブサイト、オンライン個人投票サイトといった情報通信技術を使用すること」(Belsey, 2005)であり、その区分はWillard (2006)に基づくものが多い。

本研究では実践研究の立場から、特に断りのない限り日本の行政的定義を使用することにしたい。

## 1-2. サイバー型いじめへの取り組み

### 1-2-1. サイバー型いじめに対する国・地方自治体の取り組み

文部科学省は(2008b)は有識者会議を組織して、サイバー型いじめ(「ネット上のいじめ」)を①被害が短期間で極めて深刻になること②子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと③子どもたちの個人情報や画像がネット上に流失し、それらが悪用されていること④現状では実態を把握し、効果的な対策を講じることが困難との4点から特に重視して、2008年には有識者会議による提言をまとめ、全国の学校・PTAにサイバー型いじめの対応に関するリーフレットを作成し、全国の学校・PTAに配布している。

また、文部科学省(2008c)は「青少年が利用する学校非公式サイト(匿名掲示板)等に関する調査」をまとめ、相当数の学校に非公式サイトが存在すること、学校非公式サイトの内容が情報モラルに著しく反していることを明らかにするなど、サイバー型いじめの防止と被害者の心理的回復への積極的な取り組みを実施している<sup>i</sup>。

サイバー型いじめへの注目は国だけでなく、横浜市、兵庫県、京都府など地方自治体も同様である(小野・斎藤, 2008)。例えば京都府教育委員会は2008年「情報モラル指導資料-ネットいじめへの対応-」<sup>ii</sup>を作成するにあたり、小学校5年生の62.4%と中学2年生の58.2%が携帯電話を使用するルールを「決めていない」または「決めていないけれど守っていない」な

どの貴重なデータを見出している。

以上のようにサイバー型いじめは国レベル、地方自治体レベルで注目され、多様な取り組みが行われている「新しい形のいじめ」と言える(文部科学省, 2008b; 京都府教育委員会, 2008)。

### 1-2-2. サイバー型いじめへの具体的な対応

文部科学省(2008b)は「ネット上のいじめに関する4つの提案」として①理解促進・実態把握②情報モラル教育の充実とルールの徹底③未然防止・早期発見・早期対応④いじめられた子ども等へのケアを原則としている。

その上で①保護者・教師のインターネット等の特性を把握する(関連企業への提言あり)、具体的には教師の研修会の研修対象とする、あるいは保護者会でサイバー型いじめに関する資料を配るなど、基礎知識の習得と理解促進に努める(理解促進)②行政はサイバー型いじめの実態調査に勤める(実態把握)、③新しい学習指導要領を踏まえて小学校の低学年から情報モラル教育を指導する。また各教育委員会はそれの実施をチェックすること(情報モラル教育の充実)、④家庭で携帯電話の必要性や危険性について話し合う(必要がない限りもたせない)(ルールの徹底)、⑤学校内で日ごろから「ネット上のいじめ」の危険信号の把握に努めるとともに、保護者・地域人材の協力を得ながら学校非公式サイトの巡回・閲覧作業を実施する、⑥国の作成した「対応マニュアル」(文部科学省, 2009b)を参考に対応する(ルールの徹底)、⑦家庭では携帯電話やインターネットの使用方法の面で従前に比して変化が見られるか十分に留意する(ルールの徹底)、⑧関連企業は悪質の書き込みに関するチェック体制を整備し、日常的な巡回活動を充実させる、学校等から削除要請があった場合は迅速に対応する(ルールの徹底)などが「具体的対応」として提案されている(文部科学省, 2008b)。

i 文部科学省(2008c)は学校非公式サイトを①特定学校非公式サイト(実在の学校名が付けられた掲示板で管理・運営、利用者は中高生が原則)②一般学校非公式サイト(特定地域の特定校の中高生だけではなく、全国の生徒からの利用を想定したサイト)③スレッド型学校非公式サイト(匿名掲示板(主として大型掲示板にスレッドとして学校名が掲げられた種類のサイト)④グループ・ホームページ型学校非公式サイト(少人数の生徒らが実在の学校名・クラス、サークル名などを付けて共同管理しているサイト)の4タイプに分類している。

一般に学校非公式サイトとしてイメージされやすいのは①特定学校非公式サイトだが、このタイプの非公式サイトは減少しており、中心となっているのは③スレッド型である(e.g. 京都市教育委員会, 2008)。京都市教育委員会(2008)はその原因としてプロフの流行を指摘している。

ii 京都府教育委員会(2008)はサイバー型いじめの特性を①「急速に広範囲に広がる可能性があること」、②「いったんネット上に掲載された情報の回収は困難であること」、③「情報発信者が特定しにくいこと」、④「力の強弱は関係しないこと」、⑤「24時間、どこでもいじめを受ける可能性があること」、⑥「被害者の気持ちが受け止められない可能性が大きいこと」、⑦「通常のいじめよりも発見が困難であること」の7点を指摘している。

この指摘は文部科学省が指摘したサイバー型いじめの4つの特性を越え、国内外の学術研究が指摘するサイバー型いじめの特性(e.g. Kowalski, 2008; 小野・斎藤, 2008; Shariff, 2009)に匹敵する特筆すべき内容となっている。

文部科学省は2009年度に「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け（文部科学省，2009b））を完成させた。さらに「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）の「児童に関わる誘引の禁止」や「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関する法律」（平成20年法律第79号）によるフィルタリングサービスの義務化，さらには「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」（平成20年3月「通知」）など法的整備も整い始めた。また小・中学校の新学習指導要領における「総則」で「情報モラルを身に付ける」ことが規定されるなど，サイバー型いじめの予防と心理的回復へ重点的な取り組みが行われていることが理解できる。

このように国レベル，地方自治体レベルのサイバー型いじめへの取り組みの方向性が決定された上で，実際的には各学校が個性的な取り組みをおこなっているのが現在の日本のサイバーいじめ対策と言えるだろう。

### 1-2-3. 取り組みと対応の課題

#### 1-2-3-1. 取り組みと対策の原則

本節では国レベル，地方自治体レベルのサイバー型いじめの取り組みと対応の課題を検討する前提として，サイバー型いじめ対策の総合的な必要条件を考察する。

第一の原則として，どのレベルの対策であっても，サイバー型いじめが学校の枠内にとどまらない性質を踏まえて，学校と家庭，地域行政との連携を強く打ち出していた点が指摘できる。

サイバー型いじめは24時間，どこでもいじめが行われる可能性があり，学校と家庭の共通理解と協力関係が必要である。個人情報への流出も含め，その被害は重篤で，その消去には専門機関の協力も求められる。サイバー型いじめの早期発見を考える時，現実に教員がその情報パトロールの全てを行えるわけではない。外部機関との連携，地域との連携が求められる。サイバー型いじめは「学校・行政（地域）・家庭のコラボレーションで予防と回復に取り組むべき」との見解は全ての対策の中で最も重要な原則と言える。

第二は，全ての対策で重視されていた「情報モラル教育の必要性」であり，これを含めない予防対策は考えづらい。これまで様々なタイプのいじめ対策が検討されてきたが，サイバー型いじめほど実際の授業との連携が必須となるいじめはなかったように思われる。サイバー型いじめ対策の中でも特に予防・再発予防を考える際，情報モラル教育の継続的な学習がなければ，一時的な対処療法に終わるだろう。

第三に権利基盤型アプローチ（平野，2004）<sup>iii</sup>の原則である。研究1で指摘したように，いじめに毅然とした対応が必要なことは言うまでもないが，文部科学省（2006；2009b）や地方自治体（e.g., 京都府教育委員会，2008；横浜市教育委員会，2009）の基本方針においては，加害者にもその人権は保障し，加害者の動機や複雑な背景に対しても専門的対応を取ることが指摘されている。文部科学省（2009b）による加害者対応の記述を以下に引用する。

『「ネット上のいじめ」についても，他のいじめと異なるものではなく，決して許されないものであるということについて，粘り強い指導を行うとともに，加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合があります。特に『「ネット上のいじめ」に関しては，加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり，加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため，事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されています。そのため，個別の事例に応じて，十分な配慮のもとでの指導が求められます』（「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集：文部科学省，pp22）。

サイバー型いじめの特徴の一つは傍観者が不特定多数になるケースが多いことである。なりすましによる出会い系サイトトラブルに象徴されるように，この不特定多数の傍観者あるいは加害者の中におとなが含まれているケースもある。社会に開放されているインターネット上のいじめ行為においては，子どもの権利条約の精神（喜多，2007；2008）と人権の擁護を強く意識した対応が求められる。

#### 1-2-3-2. 取り組みと対策の課題

前節では指摘された第一の原則は学校・家庭・地域（行政）のコラボレーションであった。文部科学省も

iii しばしば心理学領域の支援者が権利基盤型アプローチや子どもの権利条約に対して戸惑うケースが見られる。これは，心理学はカルチャーフリーであり，臨床的にはクライアントの価値観を尊重し，受容することが前提となるため，支援者の特定の価値観に基づくアプローチという前提がクライアントを縛ってしまうのではないかという不安に由来することが多い。

権利基盤型アプローチは上のような不安とは無縁であり，心理的援助の実行やクライアントの価値観の自由を法的に保証するものである。そもそも基本的人権を尊重しない心理的援助行為はありえないだろう。



代表的な自治体の取り組みも学校と保護者の情報モラルの学習とサイバー型いじめへの共通理解を求めている。しかし保護者の学習は具体的にはどのように行うのか、その具体的な方略についてはほとんど書かれていない。

確かに情報モラルに関する情報を学校から家庭に提供することはできる。しかしその学習まで学校が行うことはできるだろうか。一定数の保護者を継続的な学習に巻き込むシステムが求められる。

第二に、文部科学省（2009c）による指針に代表されるように教員の通信機器に対する研修会が期待されている。しかし、この講師はどこの団体の誰をどの

ように呼べばよいのだろうか。確かにマニュアルには推薦された機関が掲載されている（文部科学省、2009c）。しかし、学校数に比して人材不足は否めず、外部講師を呼ぶ際の予算の問題もある。さらに学校非公式サイトのチェックまでを行える教員が全ての学校にいるわけでもない。教員の学習システムをどう構築するかに対する具体策が欠けているように考えられる。

第三に被害者の心理的回復についてどのような手法が望ましいのか、不明である。Table1は文部科学省（2008b）の提言にある被害者への対応をまとめたものである。

Table1. サイバー型いじめの被害者対応

学 校	家 庭	行 政
対応マニュアルを参考に、被害者と保護者に対して迅速にかつ適切に対応する。	学校と連携して、子どもへのきめ細やかなケアをする必要がある。	国や教育委員会は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置、「24時間いじめ相談ダイヤル」の活用、学校問題解決支援チームの派遣など、教育相談体制の整備及びそのことへの支援を行う。

Table1から理解できるように、学校には文部科学省（2008b）によるマニュアルがあるものの、家庭での「きめ細やかなケア」の具体性が乏しい。また研究1で示したように、PEASプログラム（Trolley et al, 2006）における「サイバー型いじめ対応としての論理情動行動療法」のような具体的な対策を、ほとんどのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは持ち合わせていないだろう。被害者の心理的回復に関する研究は始められたばかりである。さらに被害者の回復プロセスにおいて、實際上、この3者がどのように連絡を取り合い連携するのか、具体性に乏しい点も指摘できる。

### 1-3. 問題提起

近年、サイバー型いじめの取り組みがなされているが、その具体的な介入方法については課題も多い。権利基盤型アプローチに基づきながら、学校・家庭・地域(行政)のコラボレーションの枠組みにおいて、サイバー型いじめに対する具体的な介入方略を立案し、その効果を検証する実践研究が求められる。

## 2. 目的

本研究の目的は、公立学校で適用できるサイバー型いじめの予防と心理的回復の介入方法を立案し、その効果を検討することである。

## 3. 方法

### 3-1. サイバー型いじめの予防と心理的回復のためのプログラムの作成

#### 3-1-1. 介入の構造

##### 3-1-1-1. 教育センター事業としての介入

サイバー型いじめの予防と心理的回復のためのプログラムを立案するにあたり、第一の原則である学校・行政・家庭のコラボレーションの条件を満たすため、市区町村の教育委員会の協力のもと、教育センターと連携し、各学校の研修会講師派遣事業である「学校（教育）相談訪問事業」の一環としてのサイバー型いじめ対策を立案した。一般に都道府県または市区が運営する教育センターには学校教員のための研修会講師派遣事業がある。多くの場合、講師リストが作成されており、学校はニーズに合わせて講師を選択し、例えば

特別支援教育へのSVや不登校対策へのSVなどを受け  
ることができる<sup>iv</sup>。

教育センターを通じた事業の一環としての介入であることは、学校と行政の具体的で齟齬の少ない協働を保証する。またこのことにより予算の問題も軽減しやすいものになる。さらに地域住民や保護者にとって、  
どういう背景の人物がどういう経緯で学校に入って子どもたちにプログラムを実施しているのかが理解しやすい。

さらに、授業を通じて子どもたちに介入した後、  
教員に研修会を実施すれば、外部講師が子どもたちに  
どういう狙いで何をしているのかが教員により深く理解でき、  
いっそうのコラボレイティブな実践が可能となる。

本研究では市区の教育センターの講師登録を試みた。  
市区の教育センターは地域の学校の事情に詳しく、  
より密接にかかわっていることが理由である。

なお、この構造においては（学校がニーズを持って  
講師を呼ぶ以上）何らかのサイバー型いじめがすでに  
あった後の介入を求められるケースが多くなる点に注  
意するべきである。

### 3-1-1-2. 家庭との連携をどうするかー学校ボランティア制度を利用した家庭・地域連携ー

代表的な対策の全てが家庭の情報モラル学習の必要性を訴えた半面、この側面ほど具体的な方略の先行研究が不足していた。

本研究では、学校ボランティア制度を利用して、  
情報教育ボランティアを各学年より2名（計6名）募集した。  
情報教育ボランティアは保護者会その他、学校公開日、  
土曜日の公開講座等でPCに関する初級講座を受け持ってもらった。  
これにより保護者の中に子どもにPCと情報モラル教育を伝えることができる  
グループが組織された。情報教育ボランティアは学校、  
行政による外部講師とも連絡を取り、保護者への情報モラル教育の浸透を進展させた。

### 3-1-2. 介入回数

第二の原則である「情報モラル教育の導入」については、  
情報モラルに関する一般的な内容ではなく、学校

のニーズに合わせた内容を設定する必要がある。そのため、  
介入前に3回、管理職と各学年との間で聞きとり調査を行い、  
学年のニーズを把握し、授業の内容を決定することにした。

学校の総合と道徳の時間を使用することを前提に介入回数を  
検討したところ、この聞き取り調査以外で6回の介入が可能であった。  
この回数は主として学校の年間行事計画との関連における制約から決定された。

### 3-1-3. 予防のためのグループワーク

情報モラル教育の授業の後に行うクラス単位での介入手法としては、  
本研究ではソーシャルスキルトレーニング（Social Skills Training：以下SSTと略）  
を採用した。ただし、SSTの中のアイスブレイクの過程では  
チームビルディング（Team Building）のアクティビティを含めた。

数ある介入方法の中からSSTを選択したのは、第一にサイバー型いじめ  
に対して行動抑制型の学習ができること（社浦，2011）、  
第二に情報モラル教育との関連で、道徳型SST（合田，2011a；  
社浦，2011）を行う必要があったこと、第三にポジティブな  
コミュニケーションスキルの学習プログラムが開発されていること、  
第四にクラス単位の介入の効果が検証された手法だからである。

またアイスブレイクにチームビルディングのアクティビティを取り入れた理由は、  
SSTの前提にはクラスにスキル学習ができるだけのまとまりがなければ  
ならない。しかしサイバー型いじめが生じているということは、  
少なくともその時点の学級環境の一部は、研究1で指摘された「  
毒された環境（the poisoned environment）」（Shariff, 2009）であることが  
予想される。そのため関係性の希薄なクラスにも使用できる  
集団介入手法（斎藤，2011；佐野，2011）としてチームビルディングの  
アイスブレイクがSST組み込まれた。

### 3-1-4. 心理的回復のための手法

SCを含んだ教育相談部会を中心としたチームを作り、  
外部講師はSVとして参加した。手法はTorley et

iv 都道府県レベルであれば、例えば、東京都教育相談センターならば要請訪問事業、北海道立教育研究所の研修会講師派遣事業などであり、例えば市区レベルならば、練馬区総合教育センターの学校相談訪問事業など、名称はさまざまでも、ほとんどの市区運営の教育センターでは研修会の講師派遣事業がある（本研究のため東京都3区の教育センターの事業内容を検討した結果、まれに派遣事業をしていない教育センターがあることが明らかとなった。その場合は都道府県の教育センターを利用すると良い）。

なお、講師リストがなくても、例えば「サイバー型いじめのための研修会を希望したい」「情報モラル教育の研修会の講師を希望したい」との要請をすることはできる。

al (2006) を参考に論理情動療法を用いる体制をつくったが、基本方針は校内の教育相談部に任せた結果、支持的アプローチが中心となった。

ただし、被害者の心理的なダメージが重篤と判断された場合は迅速な対応ができるように、教育センターと提携する医療機関、相談機関との連携を強化した。

### 3-3. 実践学年とサイバー型いじめの状況

関東の区立教育センターの外部講師としてサイバー型いじめのSST講座の参加を募集したところ、公立中

学校1学年から6月に申し込みがあった。中学1年生(95名)であった。

4月よりメールトラブルが絶えず、3クラスともに学級経営に困難が生じていたが、5月に入り非公式サイトが立ち上がり、それを発見する教員と新たに作成する一部の生徒との対立が深まっていた。

管理職との打ち合わせの結果、Table2のようなプログラムが作成された。実施機関は2010年6月下旬から2011年3月までであった。

Table2. サイバー型いじめ予防と回復のためのソーシャルスキル教育プログラム

プログラム内容	内 容	時間(分)	教員研修
事前打ち合わせ①	管理職・学年主任との打ち合わせ。サイバー型いじめに対するニーズの把握。日程の決定。連絡調整係の決定。	60	
事前打ち合わせ②	保護者対策。教員研修のあり方。広報の方法。	40	
事前打ち合わせ③	プログラムの内容。クラスの動向把握(担任との打ち合わせ)。	60	あり
第一回	外部講師による情報モラル教育「サイバー型いじめとはーいじめと子どもの権利ー」	50	
第二回	外部講師による情報モラル教育「インターネットの光と影ー」	50	
第三回	サイバー型いじめへの道徳型SST(メール編)： ①フレーミングへの対応(ロールプレイ)。 ②なりすましメールの種類と対応(ロールプレイ)	50	あり
第四回	サイバー型いじめへのSST(ブログ編)： ①非公式サイトへの危険性と対応(ロールプレイ) ②個人情報の公開の危険性とネットモラル(ロールプレイ)	50	あり
第五回	コミュニケーション・スキル：人を傷つける言葉とは何か。自己肯定感を高めるリフレーミング法		
第六回	サイバー型いじめが始まってしまったら：先生： ①大人への相談集団(学年の教員、情報教育ボランティアからの発言) ②SCへの対応		あり
その他			
保護者会	サイバー型いじめとフィルタリング機能：情報教育ボランティアへの参加の呼びかけ	60	
情報教育ボランティア連絡会	第一回から第六回まで、常にあり。	15	

## 4. 結 果

プログラムの第3回以降、学校非公式サイトはなくなり、メールトラブルの訴えもほぼ見られなくなった。生徒の感想は「いじめの不快さ・怖さ」と「コミュニケーションの大切さ」を訴える内容が8割を占めた。注目すべきは「先生たちが自分たちのことをしっかり見ていてくれることがうれしい」との感想が多かったことであり、SST以前の関係の変化が示唆さ

れた。

教員からの感想は「メールだけでなく、生徒間のトラブルが減少した」「生徒と教員の関係が良くなった」というポジティブな内容が90%を占めた。

サイバー型いじめによる重篤な被害者はなく、通常のスクールカウンセリングの対応で全てのケースは終了した。

情報教育ボランティアの活動への参加は平均15名程度であった。



## 5. 考 察

### 5-1. サイバー型いじめの予防と回復に関する効果について

学校の主訴である非公式サイトの閉鎖（および閉鎖の維持）とクライアントのケースはスクールカウンセリングの範疇で全て終了したことから、サイバー型いじめに対する効果は認められたと言える。また子どもの感想を検討すると、サイバー型いじめ克服の経験を通じて、子どもと教員との関係が良好になったことが示唆される。合田（2011b）の指摘にもあるように、この傾向はSSTが効果的に実行された時の傾向でもある。以上の理由から、本プログラムの効果は認められたと結論できる。

### 5-2. コラボレーティブな構造について

本プログラムでは、自治体による教育センターの講師派遣業務を利用した学校・家庭・地域のコラボレーションシステムという構造が選択された。学校との連携のスムーズさ、保護者の信頼感を考慮する時、この構造は非常に安定した支援活動を保証した。

この種のプログラムの実行には学校側のコーディネーターと外部講師が直接に交渉する場合もあるが、自治体による教育センターが学校と外部講師の間で調整役を担う場合、通常以上の安定した構造を築くことができる。本プログラムの効果について教育センターの果たした役割は非常に大きい。特にサイバー型いじめのように流動的で迅速な対応が長期間にわたり求められるケースについては、専門家の短期的な介入ではなく、自治体が運営する教育センターと外部講師、学校、家庭のコラボレーションシステムが効果的と結論できる。

### 5-3. 保護者の参加について

家庭での情報モラルの向上は常に指摘されているが、実際に保護者参加をどのように促進するかという研究は始められたばかりだろう。しばしば保護者会を利用する方法が報告されるが、サイバー型いじめに関係する子どもの保護者が参加してくれるかは不明である。

本プログラムでは開かれた学校論に基づく学校支援ボランティア制度（吉田，2011）を利用して、保護者の中にも中心メンバーを作り、保護者会だけでなく、

土曜公開講座などを利用した長期的な役割を担ってもらった。

定期的な参加者は平均15名と多くはないが、そういうメンバーが校内にいて、情報パトロールなどを含め長期的に活動していることが周知されたことが効果的であった。より効果的な保護者参加の手法については今後の検討課題と言える。

### 5-4. SSTの内容について

今回のSSTではオーダーメイド型のプログラム作成（社浦，2011）を試み、教員とともにその内容を検討し、当該学校の現状に即したロールプレイを設定した。そのため、公的な事前の打ち合わせ以外にもメールやFAXでのやり取りに相当な時間が割かれた。こうした事前の協働作業はオーダーメイドのSSTに欠かせぬ作業である。

ただし、それゆえに作成されたプログラムが固定したのではなく、他の学校にそのまま使用できるとは限らないことも事実である。他校での本プログラムの効果については追試が望まれるだろう。

### 5-5. その他

本プログラムの前提には外部講師の存在があった。本プログラムに参加した外部講師はSSTの専門家1名（大学教員）とアシスタント3名、そして情報モラル教育の専門家（大学教員）1名の計5名である。サイバー型いじめを克服する際、組織される外部講師もチームであり、文部科学省（2008b）が指摘するように外部講師の組織化に際しては教育センター等の支援が必要である。

コラボレーションを基盤に据えたアプローチは行政、学校、家庭のコラボレーションだけでなく、それぞれの内部のコラボレーションの質も問われるフラクタル構造になっているのだろう。サイバー型いじめのように学際的な対応が求められる現象についてはコラボレーションを原理にした支援が求められる。斎藤（2012）はこうした支援のあり方の一部を「子ども支援学」と呼び、その展開を企図している。今後、効果検証だけでなく、コラボレーション自体を原理とした取り組みの理論的側面も検討される必要があるだろう。

v アイスブレイクにチームビルディングの手法を一部取り入れたことは、本事例においては生徒、教員ともに大変高い評価を得た。クラス運営に難点があるケースにおいてチームビルディングとSSTのコラボレーションが効果的との斎藤（2011）の仮説は指示された。

## 引用文献

- Belsey, B 2005 Internet Usage: Facts and news. Web Page. Retrieved 8 July 2005 from [www.cyberbullying.ca/facts\\_st.htm](http://www.cyberbullying.ca/facts_st.htm).
- 合田淳郎 2011a 第2章 中学校教員としてのSST 斎藤富由起 (編集・監修)「児童期・思春期のSST -学校現場のコラボレーション-」三恵社, 42-57.
- 合田淳郎 2011b 中学校教員が行ったSSTの成果と課題 斎藤富由起 (編集・監修)「児童期・思春期のSST -学校現場のコラボレーション-」三恵社, 15-21.
- 平野裕二 2004 「子どもの権利条約の実施における『権利基盤型アプローチ』の意味合いの考察」, 子どもの権利研究, 5.
- 喜多明人 2007 「我がまま」行動か「我ないまま」行動か - 厳罰主義から支援主義へ「子ども条例のこれまでとこれから」子ども条例ハンドブック, 子どもの権利研究, 12, 9-10.
- 喜多明人 2008 厳罰主義(ゼロ・トレランス)の動向と支援主義の政策・実践, 子どもの権利研究, 13, 31-3.
- 京都府教育委員会 2008 情報モラル指導資料-ネットいじめへの対応-.
- Kowalski, R.M. 2008a What is Cyber Bullying ?
- Kowalski, R.M.・Limber, S.P・Augaston, P.W. (ed) Cyber Bullying. Blackwell Publishing, 41-66.
- 文部科学省 2006 いじめ対策Q&A.
- 文部科学省 2007 平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査.
- 文部科学省 2008a 平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査.
- 文部科学省 2008b 『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために-見直そう!ケータイ・ネットの利用の在り方を-子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ [第二次].
- 文部科学省 2008c 青少年が利用する学校非公式サイト(匿名掲示板)等に関する調査.
- 文部科学省 2009a 平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査.
- 文部科学省 2009b 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け).
- 文部科学省 2009c 子どもの携帯電話等の利用に関する調査.
- 文部科学省 2010 平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査.
- 文部科学省 2011 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査.
- 小野淳・斎藤富由起 2008 サイバー型いじめの理解と対応に関する教育心理学的展望 千里金蘭大学紀要, 5, 35-47.
- 小野淳 2009 サイバー型いじめに関する意識調査, 子ども学研究, 1, 120-133.
- 小野淳 2011 情報モラル教育とSST 斎藤富由起 (編集・監修)「児童期・思春期のSST -学校現場のコラボレーション-」三恵社, 189-205.
- 斎藤富由起 2011 SSTとチームビルディングのコラボレーション「児童期・思春期のSST -学校現場のコラボレーション-」三恵社, 148-155.
- 斎藤富由起 2012 権利基盤型アプローチ 斎藤富由起・守谷賢二編集・監修「学校現場の臨床教育心理学」, 三恵社(印刷中).
- 佐野岳章 2011 第8章 学校の中でのチームビルディング「児童期・思春期のSST -学校現場のコラボレーション-」三恵社, 176-186.
- Shariff, S 2009 Profile of traditional and Cyber-Bullying 『Confronting CYBER- BULLYING』CAMBRIDGE university press 22-52.
- 社浦竜太 2011 第3章 中学校におけるSSTの実践 児童期・思春期のSST -学校現場のコラボレーション- 三恵社, 58-78.
- Torley, B, Hanel, C & Shields, L 2006 Demystifying & Deescalating Cyber Bullying in the Schools. A resource Guide for Counselors, Educators and Parents. Booklocker. com, inc.
- 富永良義・山中寛 1999 動作とイメージによるストレスマネジメント教育 展開編 北大路書房.
- 横浜市教育委員会 2011 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査: 「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果.
- Willard, N 2006 Cyberbullying and Cyberthreat s: Responding to the challenge of online social cruelty, threats and distress. Eugene, OR : Center for Safe and Responsible Internet Use. Retrieved May 1, 2006 from: <http://www.cyberbully.org/cbbook.html>.
- 横浜市教育委員会 2009 児童・生徒指導の手引.



吉森丹衣子 2011 第12章 学級単位のSSTをどう学ぶか—SCによるSST実践のための学習システム—  
斎藤富由起（監修・編集）「児童期・思春期のSST—学校現場のコラボレーション—」三恵社, 241-252.  
吉田梨乃 2011 第11章 学校支援ボランティアとSST 斎藤富由起（監修・編集）「児童期・思春期のSST—学校現場のコラボレーション—」三恵社, 226-238.